

令和8年第3回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第2号から報告第2号）を除く

令和8年第3回教育委員会会議

1 日 時 令和8年3月11日（水）9時30分～10時50分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	道 尻	豊
委 員	朝 倉	由紀子
委 員	田 中	あ い
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長 兼 労務担当部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
中央図書館長	前 田	憲 一
総務課長	千 田	博 史
学びの支援担当課長	石 川	基 樹
教職員課長	石 田	紘
庶務係長	牛 嶋	和 成
サービス・人事制度担当係長	渡 辺	敏 広
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 5名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を
改正する規則案について

議案第2号 審査請求に係る諮問について

議案第3号 審査請求に係る裁決について

議案第4号 学校職員に対する懲戒処分について

報告第1号 札幌市情報公開・個人情報保護審査会への諮問に係る臨時代理につい
て

報告第2号 学校管理職の人事に係る臨時代理について

【開 会】

○山根教育長 これより、令和8年第3回教育委員会会議を開催いたします。

本日の会議録の署名は、道尻豊委員と朝倉由紀子委員にお願いをいたします。

なお、中野倫仁委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第2号、第3号及び報告第1号は審査請求に関する事項、議案第4号及び報告第2号は人事に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第2号及び第5項の規定により公開しないことと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第2号から第4号、報告第1号及び第2号は公開しないことといたします。

それでは、議事に入ります。

◎議案第1号 札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について

○山根教育長 議案第1号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長の井上でございます。

議案第1号「札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則案について」ご説明をいたします。

まず、本規則案は、教育委員会において任用しております会計年度任用職員の勤務条件を定め、札幌市教育委員会会計年度任用職員の勤務条件に関する規則の一部を改正するために提出するものでございます。

本件の改正内容が、病気休暇の有給化でございます。

国の改正に伴う規則の一部改正となっております。それでは、一番最後インデックスの資料と作られたページをまずご覧ください。

「1 改正の背景」をご覧ください。会計年度任用職員の勤務条件につきましては、各自治体において定めているところですが、国における運用通知が一部改正され、令和7年4月1日から国の非常勤職員の病気休暇が有給となりました。

この改正を踏まえ、札幌市の市長部局における会計年度任用職員においても、令和8年4月1日から病気休暇を有給とする改正が行われたところでございます。次に、

「2 主な改正内容」をご覧ください。この市長部局における取得改正を踏まえ、教育委員会における会計年度任用職員についても同様の措置を行うため、大きく2点改正を行います。

まず1点目が、先ほどご説明いたしました通り、病気休暇の有給化でございます。

2点目といたしまして、病気休暇の取得上限や取得日数の計算方法についても、正規職員と同様な取扱いとすることといたします。

その他、所要の規定整備を行います。

なお、ご承認いただきましたら、施行期日につきましては市長部局における取扱いに合わせ、令和8年4月1日から施行することといたします。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定されました。
続きまして、議案第2号から第4号、報告第1号でございますが、公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開